

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

				資料番号	4	担当課	健康増進課
法令名	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	根拠条項	第21条第1項	不利益処分の種類	扶養義務者からの患者の援護に要した費用の徴収		
<p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年 法律第82号)</p> <p>第21条</p> <p>都道府県知事は、援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定により扶養の義務を履行しなければならない者(入所者を除く。)があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。</p>							